

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 2 日から 32 年 10 月 2 日まで  
② 昭和 33 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
③ 昭和 33 年 10 月 1 日から 36 年 3 月 12 日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、A 県内にあった B 社に勤務していた申立期間①及び C 社に勤務していた申立期間②、③については、昭和 36 年 8 月 28 日に脱退手当金として支給されているとの回答を得たが、請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無い。

C 社には昭和 32 年 10 月から勤務し、厚生年金保険に加入しているが、社会保険庁の記録では、同年 10 月 11 日から 33 年 7 月 1 日までの被保険者期間が、脱退手当金の計算に含まれていない。

以上の理由から、申立期間が脱退手当金支給済みとなっていることに納得できないため、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、申立人は、昭和 36 年 3 月 12 日に C 社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、各申立期間の脱退手当金の支給決定は同年 8 月 28 日に行われている。

しかし、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるものの、

申立人は昭和 36 年 1 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、同社における厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間①と②との間の昭和 32 年 10 月 11 日から 33 年 7 月 1 日までの被保険者期間は、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が当該期間を失念するとは考え難い上、未請求期間と各申立期間は同一記号番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年4月から63年3月まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間は国民年金第3号被保険者になっているとの回答を得た。昭和61年度と62年度の国民年金保険料を各年度の4月に前納したのに、納付の記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年度及び62年度の国民年金保険料を各年度の4月に前納したとしているが、申立人の夫の当時の勤務先であるA社（現在は、B社）の記録では、昭和61年4月に基礎年金制度が導入された際、申立人の夫が、勤務先に申立人の被保険者資格を任意加入被保険者から第3号被保険者に切り替える手続を行っていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録では、昭和61年6月24日に申立人の被保険者資格が第3号被保険者に切替処理されていることから、昭和62年度の納付書が申立人に送付されたとは考えられず、同年度の国民年金保険料を4月に前納したとの申立人の申立ては不自然である。

さらに、申立人は申立期間において、夫の勤務先の健康保険組合に被扶養者として加入しており、第3号被保険者となっていることに不合理な点はない。

このほか、申立期間に係る保険料を納付していた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 11 月 1 日から 10 年 10 月 8 日まで  
A社の代表取締役として、申立期間には月額 60 万円程度の役員報酬を受け取っていたにもかかわらず、標準報酬月額が 15 万円となっている。記録が誤っているのではないかと思われるので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録により、申立期間の標準報酬月額については、当初、47 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所でなくなった後の平成 10 年 10 月 14 日付けで 15 万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所に係る商業登記簿から当該事業所の代表取締役であったことが確認でき、「事業所を平成 10 年 10 月に閉鎖する前、社会保険料を滞納していた。」としていることから、社会保険庁の保管する申立事業所に係る債権記録リストを確認したところ、申立事業所は、平成 9 年 12 月及び 10 年 4 月から同年 6 月までの社会保険料を滞納し、11 年 3 月にこれを完納していることが確認できる。

また、申立人は「滞納していた社会保険料の納付方法等について、社会保険事務所と交渉を行い、保険料の納付に当たっては、小切手を振り出した。」としており、事業主として自ら社会保険事務所職員と滞納についての対応交渉を行い、社会保険料を完納するために自身の標準報酬月額の減額に同意したものと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立

人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者及び船員保険被保険者として保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで  
A丸に乗船していた昭和 37 年 9 月 1 日から 38 年 7 月 1 日までの期間について、船員保険への加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船していたとするA丸は、昭和 45 年 10 月 1 日に船舶登記が抹消されている上、申立期間当時の船舶所有者は既に死亡しており、申立人の申立期間におけるA丸での勤務実態を確認することができない。

また、A丸で申立期間において厚生年金保険又は船員保険に加入している者のうち、連絡先の判明した3人に照会したが、3人とも申立人のことを覚えていないとしており、ほかに申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことをうかがわせる周辺事情はみられない。

さらに、A丸は、昭和 36 年 10 月 1 日から 38 年 4 月 1 日までは厚生年金保険の適用事業所となり、A丸の船舶所有者であるB氏は、38 年 4 月 1 日から 54 年 9 月 1 日までは船員保険の適用事業所となっているが、A丸に係る社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所に保管されている船員保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられない。

加えて、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む昭和 37 年 4 月 25 日から平成 10 年 4 月 8 日までの期間は国民年金に加入しており、申立期間に係る国民年金保険料をすべて納付している。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立人が

船舶所有者により給与から保険料を控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者又は船員保険被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 28 日から 35 年 10 月 1 日まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 34 年 4 月から 35 年 9 月末まで、A社のB事務所に勤務しており、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 34 年 4 月から 35 年 9 月末までA社に勤務していたとしているが、A社は平成元年末には廃業しており、当時の経理担当者等は既に死亡あるいは所在が不明であることから、申立人の申立期間におけるA社での勤務実態が確認できない。

また、申立人は、A社のB事務所における当時の同僚を記憶していないことから、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時被保険者資格を有していた従業員4人に照会したところ、3人から申立人のことを覚えているとの供述を得られたが、申立期間に勤務していたか否かは記憶に無く、厚生年金保険料の控除の事実についても不明であるとしている。

さらに、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人は、昭和 34 年 8 月 1 日に被保険者資格を取得し、同年 9 月 28 日に資格を喪失した後、同年 10 月 24 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

なお、申立人は給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を

うかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月1日から50年2月28日まで  
昭和47年4月1日から50年2月28日までA社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除され、健康保険証ももらっていたと思う。当該期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において申立事業所で6時間勤務のパート職員として勤務していたとしており、申立期間の一部にあたる昭和48年6月12日から49年10月20日まで申立事業所で雇用保険に加入していることから、少なくとも同期間については申立事業所に勤務していたものと推認できる。

しかし、申立期間当時に申立事業所で社会保険業務を担当していた職員は、「申立人のことは覚えていないが、当時、繁忙期に雇用していた6時間勤務又は8時間勤務のパート職員（約30人）については、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しており、事実、申立人が、申立期間当時に6時間勤務のパート職員として一緒に勤務していたと氏名を挙げている2人は、いずれも申立事業所での厚生年金保険の被保険者記録は無い。

また、社会保険事務所に保管されている申立期間に係る申立事業所の厚生年金被保険者原票索引簿を確認したが、同索引簿に記録されている氏名及び生年月日の記録からは、申立人の記録は確認できず、整理番号に欠番もみられない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は申立期間以前の昭和44年8月21日から申立期間後である50年9月1日まで国民年金

に加入し、保険料を納付しているほか、申立人が氏名を挙げている2人のうち1人も、申立期間は国民年金に加入し、保険料を納付していることが確認できる。

なお、申立人は、給与明細書など厚生年金保険料の控除の事実を示す関係資料を所持しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年ごろの約1年間

A組合に勤めていた期間の厚生年金保険加入記録がない。勤務先から健康保険証をもらっていた記憶があり、厚生年金保険に加入していたはずなので、その期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和32年ごろの約1年間、A組合に勤務していたと主張しているが、A組合は既に適用事業所でなくなっており、当時のA組合代表者は、既に死亡していることから、申立期間について申立人の勤務の実態及び厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、申立人がA組合に勤務していたとする申立人の実姉及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に氏名の記載がある申立期間当時の従業員に照会したところ、申立人が申立期間当時、短期間（2か月から3か月程度）、A組合の工場で臨時的に勤務し、その後は、A組合代表者宅で家事手伝いをしていたとの供述を得ることはできたが、1年間勤務していたとの供述を得ることはできなかった。

さらに、申立期間における社会保険事務所が保管するA組合の被保険者名簿を確認したところ、同名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番はみられない。

なお、申立人は事業主から給与明細書をもらっていなかったとしている上、A組合は既に廃業していることから、給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関係資料は無く、このほかに、保険料

が事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。